

感染防止策チェックリスト

基本的な 感染防止	<p>イベント開催時には、下記の項目(イベント開催時の必要な感染防止策)を満たすことが必要です。</p> <p>※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。</p>
①飛沫の抑 制(マスク着 用や大声を出 さないこと)の 徹底	<p><input checked="" type="checkbox"/> 【大声なしの場合】 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク(不織布マスクを推奨。以下同じ。)の正しい着用や大声(※)を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。 (※)大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 【大声ありの場合】 「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声を出す行為」と読み替える。</p>
②手洗、手 指・施設消毒 の徹底	<p><input checked="" type="checkbox"/> こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す(会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施。)。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 主催者側による施設内(出入口、トイレ、共用部等)の定期的かつこまめな消毒の実施。</p>
③換気の徹 底	<p><input checked="" type="checkbox"/> 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気(30分に1回、5分程度)の徹底。 (二酸化炭素濃度測定機器等で二酸化炭素濃度が1000ppmを超えないことを確認することを推奨)</p>
④来場者間 の密集回避 無観客大会で す。	<p><input type="checkbox"/> 入退場時の密集を回避するための措置(入場ゲートの増設や時間差入退場等)の実施。</p> <p><input type="checkbox"/> 休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や動線確保等の体制構築。</p> <p><input type="checkbox"/> 大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離(1m以上)の確保。</p>

⑤飲食の制限	<input checked="" type="checkbox"/> 飲食時の感染防止策(飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策)の徹底。 ※「飲食店における事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例」を参考に対策を行うこと。
	<input checked="" type="checkbox"/> 飲食中以外のマスク着用の推奨。
	<input checked="" type="checkbox"/> 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外(例:観客席等)は自粛。
	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断(提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討。)。
⑥出演者等の感染対策	<input checked="" type="checkbox"/> 有症状者(発熱又は風邪等の症状を呈する者)は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する。
	<input checked="" type="checkbox"/> 練習時等、イベント開催前も含め、声を発する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。
	<input checked="" type="checkbox"/> 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(誘導スタッフ等必要な場合を除く。)。
⑦参加者の把握・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> チケット購入時又は入場時の連絡先確認や接触確認アプリ(COCOA)の利用及び「とつり新型コロナ対策安心登録システム」の登録等を活用した参加者の把握。
	<input checked="" type="checkbox"/> 入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症状)等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止。
	<input checked="" type="checkbox"/> 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起。

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン(該当する業種において策定されている場合)を遵守すること。